

訳文	外国語により作成されている「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」、「38万円送金書類」	外国語により作成されている「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」、「38万円送金書類」
給与所得者の配偶者控除等申告書	「配偶者控除」と「配偶者特別控除」という2つの控除についての計算の基礎となる事項を記載された書類	非居住者で、源泉控除対象配偶者である配偶者
勤労学生書類	文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し、学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書	あなたが、勤労学生である場合

所属		職名	住所 (郵便番号 -)		氏名 (フリガナ)		昭和 年 月 日 (生年月日)		整理番号														
区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額													
										同上の税額につき還付又は徴収した月区分		月別		還付又は徴収した税額		差引残高		月別		還付又は徴収した税額		差引残高	
										円		円		円		円		円		円			
給料・手当等	1				0	0	0	0	0	扶養控除等の申告有無	区分	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居 老親等	その他	一般の障害者 本人・配・扶(人)	特別障害者 本人・配・扶(人)	同居特別障害者 配・扶(人)	寡婦又はひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	
	2				0	0	0	0	0		申告時	有・無											
	3				0	0	0	0	0		有	有・無											当初 人
	4				0	0	0	0	0		控除額	1人当たり(万円)	38	63	58	48	27	40	75	27(寡婦)	27		月日 人
	5				0	0	0	0	0		合計(万円)												
	6					0	0	0	0		区分	金額		税額									
	7					0	0	0	0		給与・手当等	①		0 ③									
	8					0	0	0	0		賞与等	④		0 ⑥									
	9					0	0	0	0		計	⑦		0 ⑧									
	10					0	0	0	0		給与所得控除後の給与等の金額	⑨		0									
	11					0	0	0	0		所得金額調整控除額(※) (((⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0)	⑩		0									
	12					0	0	0	0		給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)(⑨-⑩)	⑪		0									
計			①	0 ②	0	0	0	0	社会保険料等控除額	給与等からの控除分(②+⑤)		⑫		0									
										申告による社会保険料の控除分		⑬											
										申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑭											
										生命保険料の控除額		⑮											
										地震保険料の控除額		⑯											
										配偶者(特別)控除額		⑰											
										扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑱											
										基礎控除額		⑲											
										所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)		⑳		0									
										差引課税給与所得金額(⑪-⑳) 及び算出年税額		㉑		0									
										(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉒											
										年調所得税額(㉒-㉓、マイナスの場合は0)		㉔											
										年調年税額(㉔×102.1%)		㉕											
										差引超過額又は不足額(㉕-㉖)		㉖											
賞与等										超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗										
											未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘										
											差引還付する金額(㉕-㉗-㉘)		㉙										
											同上的うち	本年中に還付する金額		㉚									
											翌年において還付する金額		㉛										
											不足額の精算		㉜										

甲乙欄
甲欄
乙欄

前年12月の控除後の給与
賞与等の1の前月の給与
賞与等の2の前月の給与
賞与等の3の前月の給与
賞与等の4の前月の給与

扶養親族等の数	
0	0
0	0
0	0
0	0

申告の有無
有
無

年号
明治
大正
昭和
平成
令和

配偶者の有無
有
無

所得金額調整控除
有
無



の適用

0

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
												区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回
												支給月日	.	.	.
												社会保険料等控除後の賞与の金額	①		
												①×1/6又は1/12	②		
												②に対する月額表に定める税額	③		
												算出税額 (③×6又は12)			
												支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
												区 分	第 1 回	第 2 回	第 3 回
												支給月日	.	.	.
												社会保険料等控除後の賞与の金額	①		
												①×1/6又は1/12	②		
												②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」	③		
											③に対する月額表に定める税額	④			
											④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額	⑤			
											算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申告書の受付月日		徴収猶予許可月日		徴収猶予期間		雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額								
	月	日	月	日	自	月	日	至	月	日					

● 通勤手当等（通常の給与に加算して支給される通勤手当や通勤用定期乗車券は、次の区分に応じ、それぞれそれぞれ1か月当たり次の金額までは課税されなくなっています）

区分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合
	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合
	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合
	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合
18,700円	
通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	
12,900円	
通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	
7,100円	
通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	
4,200円	
通勤距離が片道2km未満である場合	
(全額課税)	
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度150,000円）

④	交通機関又は有料道路を利用する他、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度150,000円）
---	---	--

以下の表に当てはめて課税対象額を算出してください。

(①、②、③を入力してください。)

月	①通勤手当	②交通用具		③定期券	④複数利用	課税対象額					
	(円)	(km)	(円)	(円)							
1					0	0	1	0	0	0	0
2					0	0	1	0	0	0	0
3					0	0	1	0	0	0	0
4					0	0	1	0	0	0	0
5					0	0	1	0	0	0	0
6					0	0	1	0	0	0	0
7					0	0	1	0	0	0	0
8					0	0	1	0	0	0	0
9					0	0	1	0	0	0	0
10					0	0	1	0	0	0	0
11					0	0	1	0	0	0	0
12					0	0	1	0	0	0	0

● 特殊な給与等（以下は、課税対象になりません）

月	旅費	宿日直料	交際費等	結婚祝金品等	葬祭料、香典、見舞金	労働基準法等の規定による各種補償金	学資金	合計
1								0
2								0
3								0
4								0
5								0
6								0
7								0
8								0
9								0
10								0
11								0
12								0

区分	取扱い
旅費	給与所得を有する人の次に掲げる旅行に必要な支出に充てるため支給される金品でその旅行について通常必要と認められるものについては、課税されません。 ①勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行 ②転任に伴う転居のために行う旅行 ③就職や退職した人の転居又は死亡により退職した人の遺族が転居のために行う旅行
宿日直料	宿日直を本来の職務とする人の宿日直料など一定のものを除き、1回の宿日直について支給される金額のうち4,000円（宿直又は日直の勤務をすることにより支給される食事がある場合には、4,000円からその食事の価額を控除した残額）までの部分については、課税されません。
交際費等	交際費や接待費等として支給される金品は給与等とされますが、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかなものについては、課税されません。
結婚祝金品等	雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品は給与等とされますが、その金額が支給を受ける人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません。
葬祭料、香典、見舞金	葬祭料や香典、災害等の見舞金は、その金額が社会通念上相当と認められるものであれば、課税されません。
労働基準法等の規定による各種補償金	労働基準法や船員法の規定により受ける療養の給付や休業補償などについては、課税されません。
学資金	学資に充てるために給付される金品のうち給与その他対価の性質を有するものについては、非課税の対象から除外されていますが、給与所得者が使用者から受ける学資金のうち、通常の給与に加算して給付されるものについては、法人である使用者からその法人の役員が学資に充てるために給付するものなど一定の場合に該当するものを除き、課税されません。

● 現物給与には、

①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの

②換金性に欠けるもの

③その評価が困難なもの

④受給者側に物品などの選択の余地がないものなど

⑤政策上特別の配慮を要するものなど

特定の現物給与については、課税上金銭による給与等とは異なった次のような特別の取扱いが定められています。

区分	取扱い
食事の支給	使用者が支給する食事については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、その食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、その使用者の負担額（その食事の価額-その人の負担した金額）の全額が給与所得とされます。この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。なお、使用者が支給する食事については、次に掲げる金額により評価します。 ①使用者が調理して支給する食事については、その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額 ②使用者が飲食店等から購入して支給する食事については、その食事の購入価額に相当する金額 以上のほか、通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません。
制服等の支給	職務の性質上制服を着用しなければならない人に対して支給又は貸与する制服その他の身の回り品、事務服、作業服等については、課税されません。
社宅等の貸与	使用人等に対して無償又は低額の賃貸料で社宅や寮等を貸与することによりその使用人等が受ける経済的利益については、使用人等から一定の算式により求めた社宅等について通常支払うべき賃貸料の額以上の賃貸料を徴収していれば課税されませんが、使用人等から徴収している賃貸料が、その社宅等について通常支払うべき賃貸料の額を下回っている場合には、その差額が給与所得とされます。なお、役員に貸与している社宅等が、いわゆる豪華社宅である場合には、通常の賃貸料の額は一般の賃貸住宅とした場合に通常支払うべき使用料の額により評価することとされています。
レクリエーションの費用の負担	レクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を使用者が負担することにより、その行事に参加した人が受ける経済的利益については、自己の都合でその行事に参加しなかった人に対しその参加に代えて金銭を支給する場合や役員だけを対象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税されません。なお、レクリエーション旅行については、旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合は、目的地における滞在日数）以内であるなど一定の要件を満たしている場合には、その経済的利益の額が少額不迫及び趣旨を逸脱しない限り、原則として課税しなくて差し支えありません。
永年勤続記念品等の支給	永年にわたり勤務した人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる経済的利益で、その表彰が、おおむね10年以上勤続した人を対象としたものであるなど一定の要件を満たすものについては、課税されません。
創業記念品等の支給	創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品で、その支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額（処分見込価額により評価した価額）が10,000円以下のものであるなど一定の要件を満たすものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません（所基通3622）。なお、その価額が10,000円以下のものであるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。
商品、製品等の値引販売	使用者の取り扱い商品、製品等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることによる経済的利益については、その値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であるなど一定の要件を満たす場合には、課税されません。
金銭の無利息貸付け等	使用者が金銭を無利息又は低金利で貸し付けたことによる経済的利益については、①その経済的利益が、災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった人に対してその資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内を受けるものである場合、②使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率により利息を徴している場合、又は、③その供与される経済的利益の合計額が年間5,000円以下の場合には、課税されません。
福利厚生施設の利用	福利厚生施設の運営費等を使用者が負担することにより利用者が受ける経済的利益については、その額が著しく多額である場合や役員だけを対象としてその経済的利益が供与される場合を除き、課税されません。

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

年末調整において基礎控除・配偶者控除又は配偶者特別控除・所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出

【印刷範囲指定により枠外は印刷しない】

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。	(フリガナ) あなたの氏名	二次元コード	基・配・所
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所		
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)				

年号
明
大
正
昭
和
平
成

～記載に当たってのご注意～

◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が100万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。

2 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。

◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	0円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		0円

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 900万円以下	48万円	区分I A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下		
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下	32万円	480,000円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	16万円	※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下		

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分I」欄については、「基礎控除申告書」の「区分I」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分I」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分II」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
		昭和 年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者
		生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	0円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		0円

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢が	①	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢が	②	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分II ② (上の①～④を記載)

○ 控除額の計算

区分I	区分II												
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(*印の金額))									
A	480000	380000	380000	360000	310000	260000	210000	160000	110000	60000	30000	配偶者控除の額	380,000円
B	320000	260000	260000	240000	210000	180000	140000	110000	80000	40000	20000	配偶者特別控除の額	0円
C	160000	130000	130000	120000	110000	90000	70000	60000	40000	20000	10000		
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除									

※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

・あなたの合計所得金額の見積額の計算表を入力して下さい。

・配偶者の合計所得金額の見積額の計算表を入力して下さい。

配偶者の生年月日	
年齢70歳(昭29.1.1)	1954/01/01

配偶者の合計所得金額の判定

給与所得者の控除額

区分IIにより該当する列を求めます

区分Iにより該当する行を求めます

380,000円

所得金額調整控除申告書の要件

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別 (右の★欄のみを記載)	☆扶養親族等	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者	特別障害者に該当する事実	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 (右の☆欄及び★欄を記載)			平成 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別 (右の☆欄及び★欄を記載)		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所		左記の者のあなたとの続柄		左記の者の合計所得金額(見積額)	
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)						0円	

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が100万円以下)の人をいいます。

所得金額調整控除申告書の要件

FALSE FALSE FALSE FALSE

年号
明
大
正
昭
和
平
成

所得金額調整控除申告書について

あなたの本年中の公的年金等に係る雑所得の金額	0
あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額	0

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
税務署長	給与の支払者の法人番号		あなたの住所 又は居所
	給与の支払者の所在地(住所)		

二次元コード (保)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)(a)	給与の支払者の確認印
				氏名	あなたとの続柄			
						新	(a)	
						旧	(a)	
						新	(a)	
						旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	0	Aの金額を下の計算式(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	0
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	0	Bの金額を下の計算式(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		②	(最高60,000円)	0
(a)の金額の合計額		C	0	Cの金額を下の計算式(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		③	(最高40,000円)	0
計算法 I (新保険料等専用)※		A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円)
20,000円以下		A, C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		A, C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		A, C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)A	給与の支払者の確認印
				地震		
				旧長期		
Aのうち地震保険料の金額の合計額					B	0
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額					C	0
地震保険料控除額					$\left[\begin{array}{l} \text{Bの金額} \\ 0 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{Cの金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、} \\ \text{C} \times 1/2 + 5,000 \text{円)} \end{array} \right] \times \text{※}$ (最高50,000円)	

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額
		氏名	あなたとの続柄	
合計(控除額)				0

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	0

添付書類	
生命保険料	生命保険会社等が発行した証明書類。特に、旧生命保険料(一般の生命保険料)にあつては一契約の保険料(分配を受けた剰余金、割戻金を差し引いた残額)が9,000円を超えるものについて必要です。
地震保険料等	損害保険会社等が発行した証明書類。
社会保険料	厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類。
小規模企業共済等掛金	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

新旧区分
新
旧

地震保険料又は旧長期損害保険料の区分
地震
旧長期

1月31日までに提出することを条件として控除を受けることができ
払者に提供することができます。

備考
一定の保険契約に基づき支払った保険料等
①地震保険料（資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等） ②旧長期損害保険料（平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等でこれらの期間が10年以上のもの） 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金
① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和6年分)
 (平成24年 3月31日財務省告示第115号別表第三(令和2年3月31日財務省告示第81号改正))

賞与の金額に 乗ずべき率	甲																乙			
	扶 養 親 族 等 の 数																			
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人以上		前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額			
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額			
%	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	率	以上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000	0	0.000		
2.042	68	2.042	94	2.042	133	2.042	171	2.042	210	2.042	243	2.042	275	2.042	308	2.042	343	2.042		
4.084	79	4.084	243	4.084	269	4.084	295	4.084	300	4.084	300	4.084	333	4.084	372	4.084	408	4.084		
6.126	252	6.126	282	6.126	312	6.126	345	6.126	378	6.126	406	6.126	431	6.126	456	6.126	483	6.126		
8.168	300	8.168	338	8.168	369	8.168	398	8.168	424	8.168	450	8.168	476	8.168	502	8.168	529	8.168		
10.210	334	10.210	365	10.210	393	10.210	417	10.210	444	10.210	472	10.210	499	10.210	523	10.210	548	10.210	222千円未満	
12.252	363	12.252	394	12.252	420	12.252	445	12.252	470	12.252	496	12.252	521	12.252	545	12.252	570	12.252		
14.294	395	14.294	422	14.294	450	14.294	477	14.294	503	14.294	525	14.294	547	14.294	571	14.294	596	14.294		
16.336	426	16.336	455	16.336	484	16.336	510	16.336	534	16.336	557	16.336	582	16.336	607	16.336	632	16.336		
18.378	520	18.378	520	18.378	520	18.378	544	18.378	570	18.378	597	18.378	623	18.378	650	18.378	677	18.378		
20.420	601	20.420	617	20.420	632	20.420	647	20.420	662	20.420	677	20.420	693	20.420	708	20.420	724	20.420	222	293
22.462	678	22.462	699	22.462	721	22.462	745	22.462	768	22.462	792	22.462	815	22.462	838	22.462	862	22.462		
24.504	708	24.504	733	24.504	757	24.504	782	24.504	806	24.504	831	24.504	856	24.504	880	24.504	905	24.504		
26.546	745	26.546	771	26.546	797	26.546	823	26.546	849	26.546	875	26.546	900	26.546	926	26.546	952	26.546		
28.588	788	28.588	814	28.588	841	28.588	868	28.588	896	28.588	923	28.588	950	28.588	978	28.588	1,005	28.588		
30.630	846	30.630	874	30.630	902	30.630	931	30.630	959	30.630	987	30.630	1,015	30.630	1,043	30.630	1,071	30.630	293	524
32.672	914	32.672	944	32.672	975	32.672	1,005	32.672	1,036	32.672	1,066	32.672	1,096	32.672	1,127	32.672	1,157	32.672		
35.735	1,312	35.735	1,336	35.735	1,360	35.735	1,385	35.735	1,409	35.735	1,434	35.735	1,458	35.735	1,482	35.735	1,507	35.735		
38.798	1,521	38.798	1,526	38.798	1,526	38.798	1,538	38.798	1,555	38.798	1,555	38.798	1,555	38.798	1,583	38.798	1,583	38.798	524	1,118
41.861	2,621	41.861	2,645	41.861	2,669	41.861	2,693	41.861	2,716	41.861	2,740	41.861	2,764	41.861	2,788	41.861	2,812	41.861		
45.945	3,495	45.945	3,527	45.945	3,559	45.945	3,590	45.945	3,622	45.945	3,654	45.945	3,685	45.945	3,717	45.945	3,749	45.945	1,118千円以上	

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び同法第75条第2項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

(備考) 賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」(以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。)の提出があった人(4)に該当する場合を除きます。)

(1) まず、その人の前月中の給与等(賞与を除きます。以下この表において同じです。)の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額(以下この表において「前月の社会保険料等の金額」といいます。)を控除した金額を求めます。

(2) 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等(その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限りません。)の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者(障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者(特別障害者を含みます。))又は同居特別障害者に限りません。)に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

3 扶養控除等申告書の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4)に該当する場合を除きます。)

- その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍を超える場合には、この表によらず、平成24年 3月31日財務省告示第115号(平成31年3月29日財務省告示第97号改正)第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。

5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。